



労働安全衛生法に基づく 令和4年度 各種技能講習等案内

※申込方法については「受講手続きについて」をご覧ください。

	種類	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	7(木)~ 8(金)			12(火)~ 13(水)			25(火)~ 26(水)			24(火)~ 25(水)		
	● 地山の掘削及び 土止め支保工			8(水)~ 10(金)			27(火)~ 29(木)			7(水)~ 9(金)			8(水)~ 10(金)
	型枠支保工の 組立て等						13(火)~ 14(水)						
	建築物の鉄骨の 組立て等					4(木)~ 5(金)							
	木造建築物の 組立て等				4(月)~ 5(火)								
	● 石綿	21(木)~ 22(金)				14(木)~ 15(金)			27(木)~ 28(金)		26(木)~ 27(金) ・ 30(月)~ 31(火)		
	● 特定化学物質及び 四アルキル鉛等		10(火)~ 11(水)			28(木)~ 29(金)		1(木)~ 2(金)		8(火)~ 9(水)		16(木)~ 17(金)	
技能講習	● 車両系建設機械 (整地等)運転							12(水)~ 14(金)					
	● 高所作業車運転			23(木)~ 24(金)			15(木)~ 16(金)			15(木)~ 16(金)			1(水)~ 2(木)
	● 小型移動式 クレーン運転			14(火)~ 16(木)			6(火)~ 8(木)						7(火)~ 9(木)
	● 玉掛け	26(火)~ 28(木)			6(水)~ 8(金)			19(水)~ 21(金)			11(水)~ 13(金)		
特別教育	● 足場の組立て等 特別教育(6時間)	20(水)		22(水)		31(水)		18(火) 中止		2(金)		1(水)	
	● 小型車両系建設機械 運転特別教育			2(木)~ 3(金)								21(火)~ 22(水)	
	● 7/11-17型安全帯使用 作業特別教育(6H)	13(水)		29(水)		23(火)		4(火)		6(火)		28(火)	
その他の教育	職長・安全衛生 責任者教育		12(木)~ 13(金)		20(水)~ 21(木)		21(水)~ 22(木)		24(木)~ 25(金)		19(木)~ 20(金)	13(月)~ 14(火)	
	職長・安全衛生責任者 能力向上教育				26(火)				2(水)			3(金) 中止	
	● 足場の組立て等作業 主任者能力向上教育			28(火)									
	● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修			13(月)				5(水)					
	● 振動工具取扱い 作業従事者教育								29(火)				
	● 熱中症予防指導員 ・管理者研修			20(月)		3(水)							
大臣告示に 基づく教育	● 建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)	14(木)~ 15(金)	17(火)~ 18(水)			25(木)~ 26(金)	17(土)~ 18(日)	17(月)~ 18(火)		13(火)~ 14(水) ・ 20(火)~ 21(水)	17(火)~ 18(水)	2(木)~ 3(金)	
	建築物石綿含有建材調査者 講習修了者再受験		31(火)	※日程が決まり次第HP等でお知らせ致します									

- ※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。
- ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますがご了承下さい。
 - ・開始時間については各講習・教育ごとに異なりますので、受講申込の際にご案内致します。
(講習当日の受付は講習開始15分前までにお願い致します。)
 - ・遅刻した場合には受講する事が出来ませんので、時間厳守でお願いします。
 - ・申込受付後の受講日の変更・取消しはできません。(受講者の変更は可能です。)
- また、一旦、お支払・ご入金された受講費用は返金致しません。
- ※記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までご連絡下さい。
また、委託講習の申込は希望する日程の2か月前までにご連絡をお願いします。
なお、申込書の提出、受講費用のお支払いは講習開始の1か月前までをお願いします。

群馬労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会群馬県支部

〒371-0846

前橋市元総社町二丁目5番地3

TEL : 027-252-1669 FAX : 027-253-1776

URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>

E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp



建災防群馬県支部

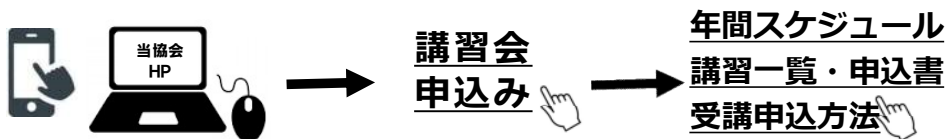
検索



- 受講手続きについて -

受付場所	建設業労働災害防止協会群馬県支部
所在地	〒371-0846 前橋市元総社町二丁目5-3 (群馬建設会館1階)
	Tel (027)252-1669 Fax (027)253-1776
受付時間	月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00

☆受講申込書はホームページよりダウンロードできます。



【必要な書類】 ※書類不備の場合は受付出来ません。

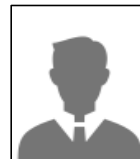
①申込書

必要事項を記入。**事業主証明は、代表者印の押し忘れにご注意下さい。**

※必要事項の訂正について 修正液、修正テープでの訂正はしないで下さい。

訂正箇所に応じて、個人印(認印可)又は代表者印を押印して下さい。

<写真例>



②証明写真 2枚 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)

- ・カラーコピーは不可。
- ・余白が十分にあるもの。
- ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。

③本人確認書類 **氏名・生年月日**を公的に証明する書類(下記のいずれか)

- ・自動車運転免許証〈写〉 ・住民票〈写し可：マイナンバーの記載のないもの〉 ・健康保険証〈写〉
- ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等〈写〉 ・官公庁発行の各種免許等〈写〉
- ・外国籍の方は必ず在留カード〈写〉(有効期限内のもの)を添付して下さい。

④各種添付証明書(※科目免除がある場合等必要に応じて添付して下さい。)

- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
- ・別紙「一人親方等経験の証明」

※作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元請事業者、同僚等による第三者2名以上の証明が必要です。

【申込前の確認事項】

- ◎随時受付中。但し、締切は講習初日4日前(土日祝を除く)に申込書受付分までとします。
- ◎受付人数はホームページ(講習一覧・申込書の該当講習)で確認して下さい。
- ◎講習初日4日前でも定員になった場合は締切となっております。
- ◎定員間近の場合、申込手続き前に建災防群馬県支部までご連絡下さい。
- ◎申込書が未達で、定員に達していた場合は次回の講習を受講して頂きます。

【申込方法】

【窓口】	<p>申込書・必要な証明書・受講費用・写真2枚を添えて、直接建災防窓口へ申し込み</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>受講券・時間割等をその場でお渡しします。</p>
【郵送】	<p>※郵便局の窓口や備え付けにて「払込取扱票」に記入し、払込をお願いします。</p> <p>※払込手数料はご負担下さい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>郵便振替口座： 00540-7-13919</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-left: 20px;">ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイグンマケンシブ</p> <p>加入者名： 建設業労働災害防止協会群馬県支部</p> <p style="margin-left: 20px;">受講する講習名及び講習日、会社名、受講者氏名、連絡先を</p> <p>通信欄： 必ず明記して下さい。</p> </div> <p>受講費用を上記郵便振替口座へ払込み後、申込書・必要な証明書・払込受領証(写)・写真2枚を郵送</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>受講券・時間割等を郵送、またはFAXで送付します。</p>

≪各種受講費用・受講対象者一覧表≫

○作業主任者技能講習

講習名(区分等) 群馬労働局長登録番号 登録満了日	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受講対象者
★ 足場の組立て等 第10号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,680	14,330	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築、造船に関する学科を卒業し、その後足場の組立て等作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付) ※平成27年7月1日以降に作業を始めた方は「足場の組立て等特別教育修了証」の写しを添付すること
● 地山の掘削及び土止め支保工 ★ 第149号 令和6年3月30日	14,500	1,450	2,620	18,570	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築又は農業土木に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 型枠支保工の組立て等 第11号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,990	14,640	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者
★ 建築物等の鉄骨の組立て等 第103号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,880	14,530	①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 木造建築物の組立て等 第74号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,570	14,220	①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
● 石綿 ★ 第148号 令和6年3月30日	10,500	1,050	1,760	13,310	①満18歳以上で、建設業に従事する者
● 特定化学物質及び四アルキル鉛等 ★ 第195号 令和8年2月11日	12,000	1,200	1,980	15,180	①満18歳以上で、建設業に従事する者

○技能講習

講習名(区分等) 群馬労働局長登録番号 登録満了日	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受講対象者
● 車両系建設機械(整地等)運転 《機体重量が3t以上》 ★ 第60号 令和6年3月30日	43,500	4,350	1,680	49,530	①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)
● 高所作業車運転 《作業床の高さが10m以上》 ★ 第92号 令和6年3月30日	A 41,500	4,150	1,880	47,530	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者 (※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)、同(解体用)、同(基礎工用)フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B 39,500	3,950	1,880	45,330	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
● 小型移動式クレーン運転 《つり上げ荷重が1t以上5t未満》 ★ 第90号 令和6年3月30日	A 34,500	3,450	1,700	39,650	①満18歳以上の者
	B 32,500	3,250	1,700	37,450	①玉掛け技能講習修了者 (※①技能講習修了証の写しを添付)
● 玉掛け 《つり上げ荷重が1t以上のクレーンでの玉掛け作業》 ★ 第50号 令和6年3月30日	A 22,500	2,250	1,650	26,400	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者
	B 21,500	2,150	1,650	25,300	①玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

●印はCPDS(継続学習制度)対象の講習です。

★印は、人材開発支援助成金の対象です。(作業主任者、技能講習、指定の特別教育)

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) または群馬労働局職業対策課へお問い合わせ下さい。

群馬労働局職業安定部職業対策課 (〒371-0854前橋市大渡町1-1-7 群馬県公社総合ビル9階 TEL027-210-5008)

◀各種受講費用・受講対象者一覧表▶

○特別教育・その他の教育

名 称	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受 講 対 象 者
● 足場の組立て等特別教育 ☆ (6時間)	8,500	850	810	10,160	・満18歳以上の者
● 小型車両系建設機械 ☆ (整地等)運転特別教育	17,500	1,750	1,020	20,270	・満18歳以上の者
● フルハーネス型安全带使 ☆ 用作業特別教育(6時間)	9,000	900	810	10,710	・満18歳以上の者
職長・安全衛生責任者 教育	12,500	1,250	2,100	15,850	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者 又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	9,500	950	970	11,420	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
● 足場の組立て等作業主任 者能力向上教育	9,500	950	1,570	12,020	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	6,500	650	1,570	8,720	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
● 振動工具取扱い作業従事 者教育	7,000	700	1,250	8,950	・満18歳以上の者
● 建設業等における熱中症 予防指導員・管理者研修	5,500	550	2,080	8,130	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、 施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防の ための指導・教育を行う者

○大臣告示に基づく教育

名 称	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受 講 (受 験) 資 格
● 建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)	36,000	3,600	4,630	44,230	・下記受講資格(1)に該当する者 (※石綿作業主任者技能講習修了者)
第1号 令和8年8月24日	38,000	3,800	4,630	46,430	・下記受講資格(2)～(12)に該当する者
建築物石綿含有建材 調査者講習(一般) 修了審査再受験	5,000	500	/	5,500	・建災防群馬県支部で実施した講習を受講し、且つ、修了 審査が不合格となった者 (※当支部発行の受講証明書の写しを添付 他機関・他都道府県支部発行の受講証明書は不可 受講証明書の有効期限を確認すること)

■建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- (6) 建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (9) 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
- (12) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者